

進級・卒業判定等について（学則抜粋）

（教育課程及び授業科目）

本校の教育課程は授業計画書のとおりとする。

（単位の計算方法）

各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義・演習については15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 整復健康学科の実技については30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 整復健康学科の臨床実習については45時間をもって1単位とする。
- (4) 口腔健康学科の実験、実習については45時間をもって1単位とする。
- (5) 口腔健康学科の臨床実習・臨地実習については45時間をもって1単位とする。

（単位の履修）

本校整復健康学科の学生は、次の各号に掲げる各分野について当該各号に定める単位数を修得し、総計153単位以上を履修しなければならない。

- (1) 基礎分野 14単位以上
 - (2) 専門基礎分野 60単位以上
 - (3) 専門分野 79単位以上
- 2 本校口腔健康学科の学生は、次の各号に掲げる各分野について当該各号に定める単位数を修得し、総計115単位以上を履修しなければならない。
- (1) 基礎分野 10単位以上
 - (2) 専門基礎分野 30単位以上
 - (3) 専門分野 65単位以上
 - (4) 選択必修分野 10単位以上

（期末試験の方法等）

各授業科目の期末試験は、筆記試験及び実技試験により行う。

（期末試験の受験資格）

各授業科目について、授業時間数の3分の1以上欠席した者は、原則として期末試験の受験資格を与えない。

- 2 受験者は期日までに学費を納入していなければならない。
- 3 第1項にかかわらず、病気、忌引、その他やむを得ない事由での欠席を校長が認めた者は受験できる。

(成績の評価及び単位の認定)

本校における成績は、学科試験及び実習成績により総合的に評価する。

- 2 成績の評価は、各科目とも A、B、C 及び D をもって示し、A、B 及び C を合格とし、D は不合格とする。
- 3 成績の評価は 100 点を満点とし、80 点以上を A、70 点以上を B、60 点以上を C、60 点未満を D とする。
- 4 合格した者には当該科目の単位を与える。

(他の専修学校又は大学における授業科目の履修等)

本校における教育内容に相当すると認められるときは、学生が他の専門学校、短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を 30 単位を超えない範囲で授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 履修により修得したものとみなす授業科目は 1、2 年次の授業のみとする。

(進級)

校長は、別に定める各学年の履修科目の全てに合格した者について、教職員会議の議を経て進級を認める。

(卒業)

校長は、本校に 3 年以上在学し履修科目の全てに合格した者について、教職員会議の議を経て、卒業を認定する。